

佐賀県告示第 311 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 28 日から平成 29 年 4 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 263 号	佐賀市三瀬村三瀬字岸高 2699 番 3 地先から 佐賀市三瀬村三瀬字岸高 2638 番 6 地先まで	平成 29 . 3 . 28
県道 巖木富士線	佐賀市富士町大字古湯字勝打 178 番 2 地先から 佐賀市富士町大字古湯字勝打 87 番 1 地先まで	〃
県道 江上光法停車場線	佐賀市北川副町大字江上字町分 477 番 1 地先から 佐賀市北川副町大字光法字増田分 993 番 13 地先まで	〃
	佐賀市北川副町大字光法字四本杉 1257 番 1 地先から 佐賀市北川副町大字光法字四本杉 1260 番 26 地先まで	〃
県道 松尾湯の原線	佐賀市三瀬村杠字中谷 810 番 1 地先から 佐賀市三瀬村杠字浦田 733 番 8 地先まで	〃
県道 杉山小城線	小城市小城町岩蔵字権現 5625 番 1 地先から 小城市小城町岩蔵字立石 5739 番地先まで	〃
	小城市小城町岩蔵字渡石川 5457 番 6 地先から 小城市小城町岩蔵字西谷三角 2319 番 1 地先まで	〃
県道	多久市西多久町大字板屋 7802 番 2 地先か	〃

板屋巖木線	ら 多久市西多久町大字板屋 7752 番 1 地先 まで	
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字小侍 4557 番 6 地先か ら 多久市北多久町大字小侍 4086 番 7 地先 まで	”